資料3

「スイッチング支援システム等の検討に関する作業会」 からのご報告

平成26年7月30日 **広域的運営推進機関設立準備組合** ✓ 作業会の開催状況注 は次のとおり。

〔開催日程〕

開催回	日程	内容
第7回	6/26(木)	スイッチング業務フロー、確定使用量・日毎30分電力量様式、RFP対応
第8回	7/3(木)	スイッチング業務フロー、スイッチング時のワンストップ業務、RFP対応
第9回	7/10(木)	託送異動業務、確定使用量・日毎30分電力量様式、停電情報提供の検討、RFP評価基準
第10回	7/24(木)	託送異動業務、確定使用量・日毎30分電力量様式、RFP評価基準、RFP質問対応

(参考:第1回5/15、第2回5/20、第3回5/29、第4回6/5、第5回6/13、第6回6/19)

〔参加者〕

事業者	SBエナジー、エネット、F-Power、大阪ガス、オリックス、関西電力、昭和シェル石油、電気事業連合会、東京ガス、東京電力、丸紅
事務局	広域的運営推進機関設立準備組合 事務局

(五十音順、敬称略)

- ✓ 作業会は週1回(約3時間)の開催であるが、課題の持ち帰り検討など短期間で成果を出すために、参加者全員が協力し検討を進めている。
- ✓ これまでの作業会においては、①広域機関に設置するスイッチング支援システムの検討と、②小売電気事業者と送配電事業者間で連携が必要となる業務全般に係る情報連携の検討を並行して進めてきたところ。今後は、①と②について検討の場を分けた上で、検討を進めていくこととしたい。(②については、P9以降を参照)
- 注)6/23開催の第6回制度設計ワーキンググループ以降

- 2. ①広域機関に設置するスイッチング支援システムの検討
 - 1)スイッチング支援システム開発RFPの手続状況
- ✓ RFPの手続について以下のとおり実施している。

〔実施結果〕

日程	内容
5/28(水)	第5回総会:RFP(第1~3章:RFP手続等)の確認および公募開始を決議
5/29(木)	提案会社の公募開始(準備組合HPに掲載)
6/13(金)	提案意思確認期日(15社より提案意思表明有)
6/23(月)	作業会にて資格審査を実施し結果(RFP説明会案内)を通知(提案者要件を満たす15社)
7/1(火)	第7回総会:RFP(第4~8章:各業務機能等)の確認および説明会の実施を決議
7/4(金)	RFP説明会(15社が参加)

〔今後の予定〕

日程	内容		
7/31(木)	第9回総会 評価基準を決議		
8/8(金)	提案書提出期限		
別途調整	プレゼンテーション		
10月(予定)	採用提案決定(総会決議を経て)		

✓ 平成27年12月末の運用開始を目指して引き続き対応する。

- 2. ①広域機関に設置するスイッチング支援システムの検討
 - 2) スイッチング支援システムの託送異動業務機能に関する検討状況(1)

第6回制度設計WG資料より抜粋

②託送異動業務機能(位置づけ:託送契約時に必要となる手続)

- ・小売電気事業者がスイッチング手続きを行う際、スイッチング支援システムを通じて 一元的かつシームレスな託送契約手続を可能とするシステム構築に向けた検討を行う。
- ・例えば、スイッチング支援システムを通じて手続きを行うことで、スイッチングに関係する一般送配電事業者や旧小売電気事業者(スイッチング前に供給を行っていた小売電気事業者)と一斉に連携することができるシステムとすることが考えられるが、具体的な内容については、利用者ニーズ等の視点を踏まえ、今後検討。

- ✓ スイッチング支援システムを通じて一元的かつシームレスな託送契約手続を可能とするシステムとするため、託送異動業務機能について、以下の2点を検討。
 - ●託送異動業務のシステム化対象範囲
 - ❷スイッチング廃止取次の小売電気事業者間連携(ワンストップ化※)
- ※①に加え、 ②をスイッチング支援システムに導入することで、需要家は新小売電気事業者に対して のみ申込を行うことでスイッチングの手続を完了(ワンストップ化)することが可能となる。

- 2. ①広域機関に設置するスイッチング支援システムの検討
 - 2) スイッチング支援システムの託送異動業務機能に関する検討状況(2)
- < ●託送異動業務のシステム化対象範囲>
 - ✓ システム化する託送異動業務に係る業務内容の整理を実施。
 - ✓ 内線設備等の工事を伴い、受付処理に当たって図面協議を要する「新設」および「増設・ 減設」以外の託送異動業務について、システム化対象範囲とした。(対象となる託送異動 の申込方法は、電子的申込みに統一予定)

託送異動業務		定義	システ ム化 対象
接続供給 の開始	再点	小売電気事業者は、需要者による新たな電気の使用を前提とした内線設備の工事を伴わない接続供給 の開始申込を一般送配電事業者に行う。	0
	新設	小売電気事業者は、需要者による新たな電気の使用を前提とした内線設備の工事を伴う接続供給の開始申込を一般送配電事業者に行う。	_
	スイッチング開始	小売電気事業者は、同一需要者による電気の継続使用を前提とした接続供給の開始申込を一般送配電 事業者に行う。	0
接続供給 の廃止	廃止	小売電気事業者は、需要者による電気の使用廃止を前提とした内線設備の工事を伴わない接続供給の 廃止申込を一般送配電事業者に行う。	0
	撤去	小売電気事業者は、需要者による電気の使用廃止を前提とした内線設備の工事を伴うが図面協議を要 さない接続供給の廃止申込を一般送配電事業者に行う。	0
	スイッチング廃止	小売電気事業者は、同一需要者による電気の継続使用を前提とした接続供給の廃止申込を一般送配電 事業者に行う。	0
接続供給 の変更	アンペア変更	小売電気事業者は、同一需要者による電気の継続使用を前提とした内線設備の工事を伴わない接続送 電サービス契約電力の変更申込を一般送配電事業者に行う。	0
	増設・減設	小売電気事業者は、同一需要者による電気の継続使用を前提とした内線設備の工事を伴う接続送電 サービス契約電力の変更申込を一般送配電事業者に行う。	_
	需要者情報変更	小売電気事業者は、需要者情報(氏名・連絡先等)の変更申込を一般送配電事業者に行う。	0

- 2. ①広域機関に設置するスイッチング支援システムの検討
 - 2) スイッチング支援システムの託送異動業務機能に関する検討状況(3)
- < ❷スイッチング廃止取次の小売電気事業者間連携(ワンストップ化)>
 - ✓ 需要家がスイッチングを行う際には、現小売電気事業者への廃止申込および新小売電気事業者への開始申込が基本的な手続となるところ。
 - ✓ 需要家の利便性向上のため、需要家が新小売電気事業者に対してのみ申込を行うことでスイッチングの手続が完了する(ワンストップ化)よう、オプションとして、スイッチング支援システムを一元的な窓口として活用するスイッチング廃止取次に係る小売電気事業者間連携を検討。
 - ✓ スイッチングを希望する需要家が新小売電気事業者と契約する際に、現小売電気事業者との廃止手続(新小売電気事業者が、需要家の現小売電気事業者への廃止依頼を取次)を同時に行うこと(ワンストップ化)により、スムーズなスイッチング手続が可能となる。
 (※具体的な業務フローのイメージはP8のとおり。)

2. ①広域機関に設置するスイッチング支援システムの検討

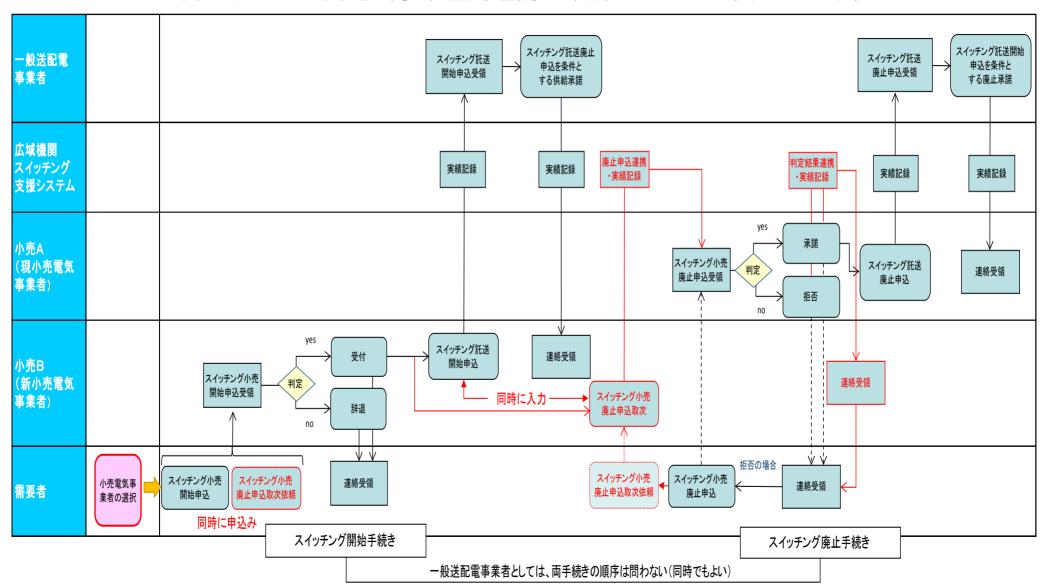
- 2) スイッチング支援システムの託送異動業務機能に関する検討状況(4)
- < 2スイッチング廃止取次の小売電気事業者間連携(ワンストップ化)の論点と方向性>

課題項目	作業会での意見	対応の方向性				
廃止取次 の際の本 人確認	スイッチング廃止取次にあたっては、なりすまし等による本人不承知の契約廃止が行われないようすべきではないか。また、円滑なスイッチングのため本人確認の必要情報を小売電気事業者で標準化する必要があるのではないか。	・なりすまし等の防止を目的とした、本人意思の 偽造防止、疑義がある場合の真偽確認の容易化 のための小売電気事業者による本人意思の記録 (書面・データを問わず)や、本人確認にあたり必 要な情報の標準化等について、全小売電気事業 者で統一ルールが必要であるため、今後検討。				
解約に伴 う不測の 需要家不 利益	・現小売電気事業者との契約が廃止取次で解除されることで、需要家に不測の不利益が発生することは防ぐべきではないか。・解約に伴い需要家に不利益が発生する場合は、スイッチング時の現小売電気事業者が需要家に対して情報を提供すべきではないか。	 「小売電気事業者は契約締結時に解約時の不利益の説明を十分に行う」、「新小売電気事業者は廃止取次依頼を受ける際に小売契約の解約に伴う不利益として想定される一般的な事項を説明する」などの措置をとることで、現小売電気事業者からの不利益情報の提供は行わなくとも、需要家の保護が十分確保されることとする方向で検討。 ガイドライン等の規定が必要ではないか。 				
円滑な廃 止取次の 実現	スイッチングの円滑化が妨げられないように、 廃止依頼に対する応答は相応の時間で対応すべ きではないか。とはいえ、API連携を利用しない中小規模の小 売電気事業者に、配慮すべきではないか。	・小売電気事業者間共通に、廃止依頼に対し合理 的な時間内に応答することとするが、できる限 り即時(短時間)の対応を目指すこととしたい。・ガイドライン等の規定が必要ではないか。				



以上の論点にかかる対応が行われ、小売電気事業者間共通で対応することを前提に、スイッチング支援システムに、託送異動業務機能を導入する方向。

✓ スイッチング廃止取次の小売電気事業者間連携の業務フローは下表のとおり。



※赤字部分が②小売電気事業者間連携にかかる業務フロー

- 1)作業会での検討状況
- 〇小売電気事業者と一般送配電事業者で連携が必要となる業務のうち、下記2項目について、作業会にて 検討を実施(特別高圧、高圧含む)
- (1)確定使用量注1)・日毎30分電力量注2)提供(全一般送配電事業者による様式・提供情報項目の標準化)

様式標準化	様式標準化(現行からの変更)に伴い小売電気事業者にシステム改修の負担が発生するが、全面自由化を機に標準化を進めるべき。⇒様式標準化に向けて取り組む方向。
様式に含む 項目	 一般送配電事業者10社のうち、現行1社でも提供している項目は提供し続けるべき。これまで受け取っていた項目が、受け取れなくなることは避けるべき。 全面自由化後は相当数の顧客データを扱うことになるため、システム負荷軽減の観点からも項目は最低限必要なものにすべき。 ⇒「必ず必要な項目」と「あれば良い項目」を整理し、様式に含めるか否かを検討する方向。

- 注1) 小売電気料金を計算するために小売電気事業者が一般送配電事業者から受領する電子データの様式
- 注2)30分同時同量のために小売電気事業者が一般送配電事業者から受領する電子データの様式

(2)停雷情報提供

問題	方向性
一般送配電事業者による問合せ対応が基本とはいえ、小売電気事業者への問合せも想定されることから、一般送配電事業者から小売電気事業者に対して停電情報の提供が必要。	 事故停電を対象に、需要者からの問合せへの対応に必要な以下の情報について、第2段階の実施までに、広域機関のホームページ等を活用して提供する。 〈情報項目〉 停電発生時刻、復旧時刻 停電地域、復旧地域(市区町村名等) 停電戸数(発生時、現在) 停電理由

3. ②小売電気事業者と送配電事業者間で連携が必要となる業務全般に係る情報連携の検討 2) 今後の検討事項と方向性

グロローナンが で担こしたる似の投票まで	
前回ワーキングで提示した今後の検討事項	方向性
(1)業務面	
小売電気事業者と一般送配電事業者で連携が必要となる業務の洗い出し、業務内容の整理、情報の内容の標準化(30分使用量情報の提供、託送料金の請求、事故停電等に関する情報の共有などを想定)	現行想定しうる、「30分使用量情報提供」、「託送料金の請求」、「事故停電等に関する情報の提供方法」について検討が進められており(P9参照)、近日中に業務面の検討結果を取りまとめる予定。
(2)システム面	
小売電気事業者と一般送配電事業者で連携されるデータフォーマット、インターフェース、最小通信頻度、接続条件等の標準化や一般送配電事業者・小売電気事業者双方にとって最適なシステムを構築する観点から、情報項目毎の連携頻度やデータ量を踏まえ、業務横断的に情報連携を行うシステムを一般送配電事業者において整備することも含めた検討を行う。	検針データなどの大量データを扱うこととなるためエラー処理やコスト最小化の観点等からの検討やシステム化範囲等の検討状況を踏まえ、業務横断的な情報連携の実現を目指し、最適な情報連携方法を検討予定。
(3) 今後の進め方	
上記検討を進めるうえで、幅広く意見を聞きつつ検討を進める。	最適な情報連携システムを構築すべく、有 識者等に参加いただき検討を進める。 (有識者等については人選中)

3. ②小売電気事業者と送配電事業者間で連携が必要となる業務全般に係る情報連携の検討 3) 今後のスケジュール(案)

✓ 小売電気事業者と一般送配電事業者間で連携が必要な業務内容の整理や情報の標準化を検討し、平成28年の小売全面自由化までのシステム整備を目標に、データフォーマットや接続条件等のシステム面について有識者等の知見を得ながら検討を進め、RFCを実施したうえで、本年秋頃に仕様を確定することを目指す。

						1	
·····································	H26年度				H27年度		
可執	7月	8月	9月	第3四半期	第4四半期	第1~3四半期	第4四半期
業務面 (P10(1))							
小売電気事業者と一般送配電事業者間で連 携が必要となる業務の洗い出し、業務内容 の整理							社内 業務
小売電気事業者と一般送配電事業者間で連 携される情報の標準化							研修等
システム化対象範囲検討							(各小売
小売電気事業者と一般送配電事業者間で必要となる業務運用マニュアル・ガイド作成							電気事業者お
システム面 (P10⑵)							よび各
小売電気事業者と一般送配電事業者間で連携が必要となる情報のデータフォーマット、インターフェース、最小通信頻度、接続条件等の標準化							一般送配電事業者)
業務横断的に情報連携を行うシステムの検 討							

12

(参考資料)

第6回制度設計WG 〈資料3-2〉

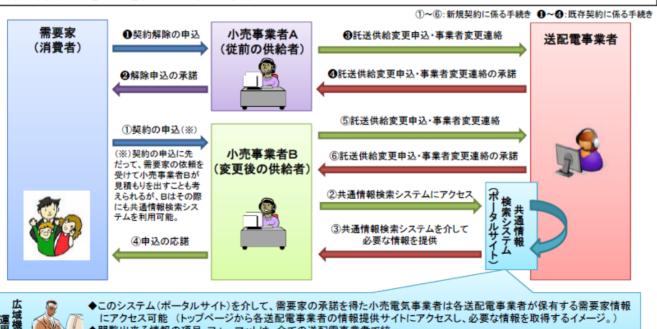
1. 第3回制度設計WGにおける議論状況

- ✓ 需要家による小売電気事業者の切替え(スイッチング)を円滑に行うためには、新たにその需要家に供給を行う 小売電気事業者が、一般送配電事業者から、一般送配電事業者が保有するその需要家に関する情報(設備情報や 使用量情報)を円滑に提供を受けることを可能とする仕組みの構築が不可欠。
- ✓ このため、第3回制度設計WGにおいて、スイッチングを効率的に行うためのシステムを広域的運営推進機関(以下、広域機関と言う。)・一般送配雷事業者が協調して構築する方向性が示された。

〈平成25年10月21日 第3回制度設計WG資料より抜粋〉

スイッチング手続きのフロー(イメージ)

〇スイッチング手続きについては、需要家や小売電気事業者、送配電事業者の負担を極力軽減することとし、 手続き全体の徹底した効率化・簡素化を進める。具体的には、共通情報検索システムの構築、必要となる書 類の簡素化・電子化を図ること等が重要。



- ◆閲覧出来る情報の項目・フォーマットは、全ての送配電事業者で統一。
- ◆2016年(平成28年)の小売全面自由化にあわせて本格稼働。

- 連の手続きの徹底した効率化・簡素化を図りつつ、様々なケースを想定したフローを作成して、スムーズなスイッチングを実現

✓ 平成26年3月13日の広域機関設立準備組合検討会にて次のとおり「スイッチング支援システムの検討に関する作業会」を立ち上げることとした。

名称	スイッチング支援システムの検討に関する作業会
・広域機関分のシステム開発についてRFP作成のためのシステム付確定が喫緊の課題であることから、作業会を設置し集中的な検討を	
	• 制度設計WGで示された方向性に基づくスイッチング支援システムの仕 様検討
作業内容	(具体的作業) ・設計および運用の検討に際し踏まえるべき基本的事項の整理 ・システム要求、公募実施手続、運用保守方針などRFP記載事項の検 討 等
スケジュール	平成26年3月27日(木)~平成26年4月21日(月)で毎週開催

✓ 作業会の開催実績と参加者は次のとおり。

〔開催実績〕

開催回	日程	内容
第1回	3/27(木)	小売電気事業者、電事連等提出資料に基づき論点を確認
第2回	4/4 (金)	利用シーン(業務フロー)議論
第3回	4/10(木)	小売電気事業者ニーズの提示、RFPの素案を提示
第4回	4/15(火)	システム機能配置イメージ議論、RFPの内容を確認
第5回	4/21(月)	今後の対応方針を確認、RFPの内容を確認

〔参加者〕

有識者	稲垣 隆一(稲垣隆一法律事務所 弁護士) 山口 英 (奈良先端科学技術大学院大学 情報科学研究科 教授)		
事業者	エネット、F-Power、シャープ、昭和シェル石油、SBエナジー、電気事業 連合会、東京ガス、丸紅		
事務局	広域機関設立準備組合 事務局		

(敬称略)

✓ なお、RFP作成に向け5月以降も作業会を継続し、提供情報項目の詳細検討などを実施。

✓ 作業会の主な意見は次のとおり。(多数の意見の一部を要約して記載)

託送契約手続 (共通情報検索	小売電気事業者が、設備情報と使用量情報の取得のみならず、託送契約手続 注1) についても、スイッチング支援システムを通じて一元的かつシームレス に行えることが必須。	
機能の対象外)	高圧まで含めたシステム化等の要望があり、システム化の優先順位・範囲に ついて今後検討。	
	小売電気事業者の利便性の観点からWebに加えてAPI注2) は必須。託送契約 手続も含めてAPI連携を検討すべき。	
情報連携方法	一般送配電事業者から取得した設備情報や使用量情報を基に、小売電気事業者が「その需要家に対するサービス提供の可否を即座に判断できる仕組み」を自社構築できるようなシステムにすべき。また、一般送配電事業者と連携する情報は、標準化が必要。	
費用負担	用負担 システムにかかるコストについて受益と負担の関係から整理が必要。	

- 注1) 託送契約: 小売電気事業者が調達した電気を一般送配電事業者の電力ネットワークを介して需要者が電気を使う場所等 まで届けるために小売電気事業者が締結する契約。
- 注2) API: アプリケーション プログラミング インターフェース、小売電気事業者が独自に開発した顧客管理システム等の画面内でスイッチング支援システムが利用できる機能。小売電気事業者のシステム操作者は顧客管理システムとスイッチング支援システムの2画面での操作が不要となり業務の効率化に繋がる。

4. 作業会での検討結果(1)

- ✓ 作業会で方向性を確認した主な内容は次のとおり。
- ✓ 「スイッチング支援システム」において、①一般送配電事業者側のシステムと連携して需要家情報を検索する機能である「共通情報検索機能」に加え、②小売電気事業者がスイッチング手続きを行う際一元的かつシームレスな託送契約手続を可能とする機能である「託送異動業務機能」を、備えることを検討する。

①共通情報検索機能(位置づけ:契約締結前に必要な情報の提供)

〔提供情報〕

- スイッチング手続きの円滑な実施およびカスタマーサポートに必要となる情報を整理。
 - → 提供する情報項目の詳細は次頁参照。

〔使用量情報の提供にあたっての需要家の同意確認〕

• 一般送配電事業者は、使用量情報の提供にあたっては、需要家の同意を確認する。具体的には、同意者の公的証明書等の提示等を通じて、同意者が「需要家との同一性を有するか」「対象需要場所との正当な関係性を有するか」の確認を行う。

[提供方法]

・設備情報・使用量情報の提供、および使用量情報の提供依頼時における同意取得の確認手続き支援について、Web画面及びAPIを準備する。

〔一般送配電事業者からのデータ提供〕

- 各一般送配電事業者から提供される情報(設備情報や使用量情報)は、標準化する方向。
 - ※設備情報は、託送異動業務機能で必要となる情報を含めた整理とする。
 - ※使用量情報は、他レイアウト(月次確定使用量(現在、標準化に向けて検討中))を参考に様式を検討する。

情報項目※1		概要		
1	契約電力・電流・容量	託送契約における契約電力・電流・容量		
2	供給方式	供給電気方式(例:単相3線式100/200V)		
3	設置計器	設置計器に関する諸情報(例:遠隔通信機能有無)等		
4	供給地点特定番号	設備情報・使用量情報の閲覧・取得にあたり、対象供給 地点を一意に特定する識別番号		
5	住所(引込柱番号・計器番号)	供給地点の場所情報		
6	通電状況等	電気使用の有無および使用廃止中の場合、廃止措置の状況を提供		
7	使用量情報	直近13ヶ月分の電力使用量等		
8	自家発連系有無※2	自家発電設備の系統連系有無		
9	検針日	検針基準日および照会日を基準とする直前(直後)の検 針日		

^{※1}その他情報項目については、共通情報検索機能の利用者ニーズ・主旨、情報の適正な管理等の視点を踏まえ都度検討。

^{※2}自家発逆潮電力量は、発電者等の同意確認を前提に、一般送配電事業者が情報連携方式を標準化のうえ、個別に情報 提供に対応。

- ✓ 特別高圧・高圧の需要家情報の提供については以下のとおり検討。(5月以降の作業会で議論)
 - <使用量情報>
 - 他小売電気事業者による料金試算に対応する観点から必要となる情報を本システムを通じて提供。
 - <使用量情報以外の設備関連情報>
 - 一般に、当該需要家の電気設備を管理する電気主任技術者において最新かつ詳細な設備関連情報を保有していること、また接続供給申込書に添付する設備関連情報について従前と変更がない場合には添付を省略する等、小売電気事業者の実務負担に配慮した運用変更を既に実施していること等を踏まえ、本システムを通じた提供は対象外と整理。

※特別高圧・高圧の接続供給申込書類の簡略化(平成26年4月1日実施済み)

	+⊖ । । ⇒ ¥2	例)供給地点の追加		
	提出書類	新規申込	スイッチング等で設備変更なし	
申込書	接続供給契約申込書	0	0	
	需要場所の概要	0	0	
	承諾書	0	0	
	需要場所・発電場所の使用区域平面図・周辺地図	0	-	
	単線結線図	0		
 添付書類	受電設備明細	0	_	
小川田規	負荷設備明細	0	_	
	発電設備明細	Δ	_	
	高調波関連資料	Δ	_	
	連絡体制の説明	Δ	_	

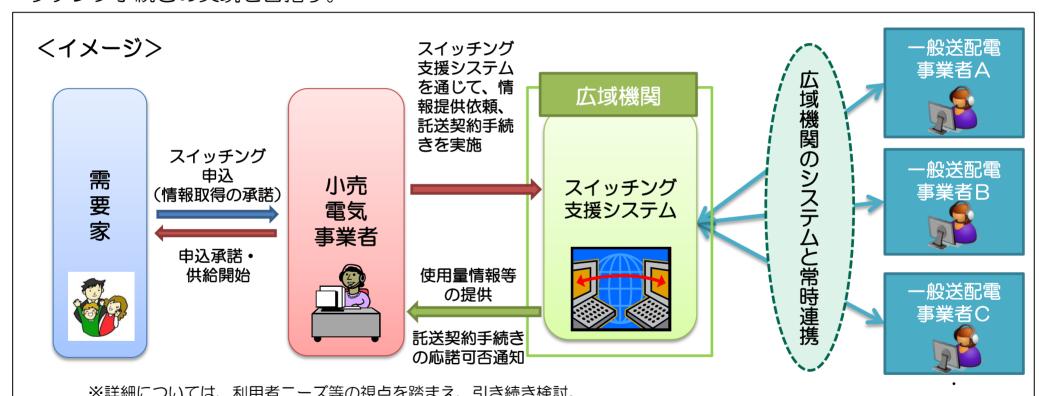
【凡例】「〇」:提出要 「△」:該当する設備がある場合のみ提出要 「一」:提出不要

②託送異動業務機能(位置づけ:託送契約時に必要となる手続)

- ・小売電気事業者がスイッチング手続きを行う際、スイッチング支援システムを通じて 一元的かつシームレスな託送契約手続を可能とするシステム構築に向けた検討を行う。
- ・例えば、スイッチング支援システムを通じて手続きを行うことで、スイッチングに関係する一般送配電事業者や旧小売電気事業者(スイッチング前に供給を行っていた小売電気事業者)と一斉に連携することができるシステムとすることが考えられるが、具体的な内容については、利用者ニーズ等の視点を踏まえ、今後検討。

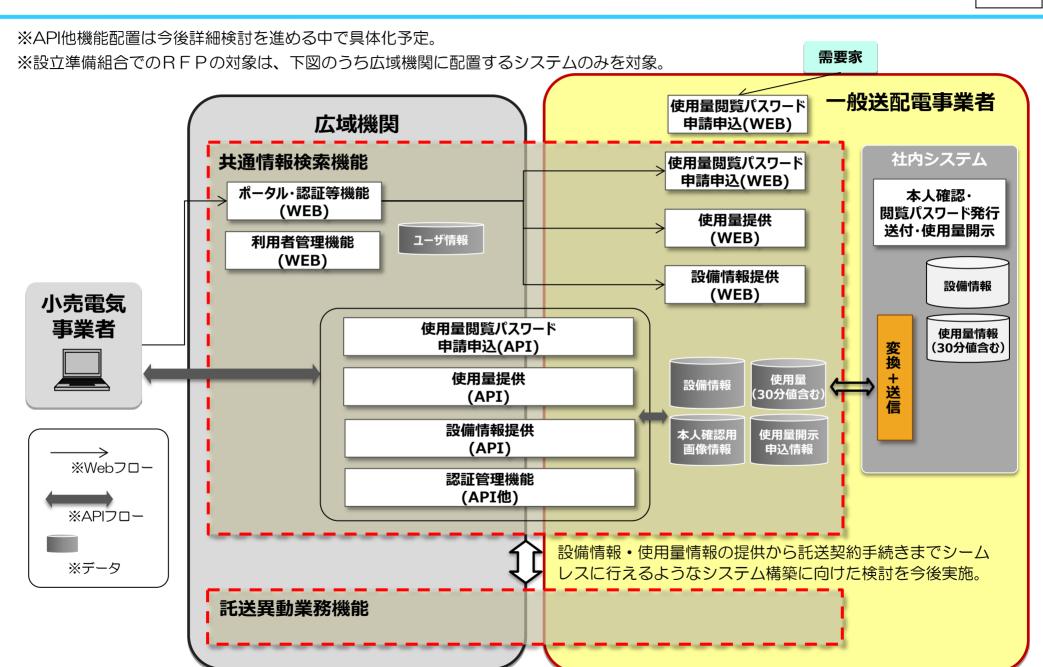
- ✓ スイッチング手続きについては、スイッチング支援システムを介してシームレスかつ一元的 に行うことを可能とするシステム構築に向けた検討を行う。(P11、12参照)
- ✓ また、スイッチングに関連する業務だけでなく、一般送配電事業者と小売電気事業者間で連携が必要となる業務全般について、情報連携方法の検討を行う。(30分使用量情報の提供、託送料金の請求、事故停電等に関する情報の共有などを想定。P13参照)
- ✓ 具体的には、①一般送配電事業者と小売電気事業者の間で連携が必要となる業務の洗い出し と業務内容の整理、②一般送配電事業者と小売電気事業者の間で連携される情報の内容、データフォーマット、インターフェース、最小通信頻度、接続条件等の標準化、③それらを踏まえたシステムの構築というプロセスを経ることとしたい。
- ✓ その際、一般送配電事業者・小売電気事業者双方にとって最適なシステムを構築する観点から、情報項目毎の連携頻度やデータ量を踏まえ、業務横断的に情報連携を行うシステムを一般送配電事業者において整備することも含めた検討を行う。
- ✓ 今後は、上記の情報連携方法について①②の検討を開始し、今秋を目途に、システムを整備する上で必要な業務内容と技術的な要件の整理を行うべく検討を進め、原則として、平成28年の小売全面自由化までに整備することを目指すこととしたい。なお、検討に際しては、幅広く意見を聞きつつ進め、検討状況やその結果は、次回以降の制度設計WGにおいて、適宜ご報告させていただきたい。

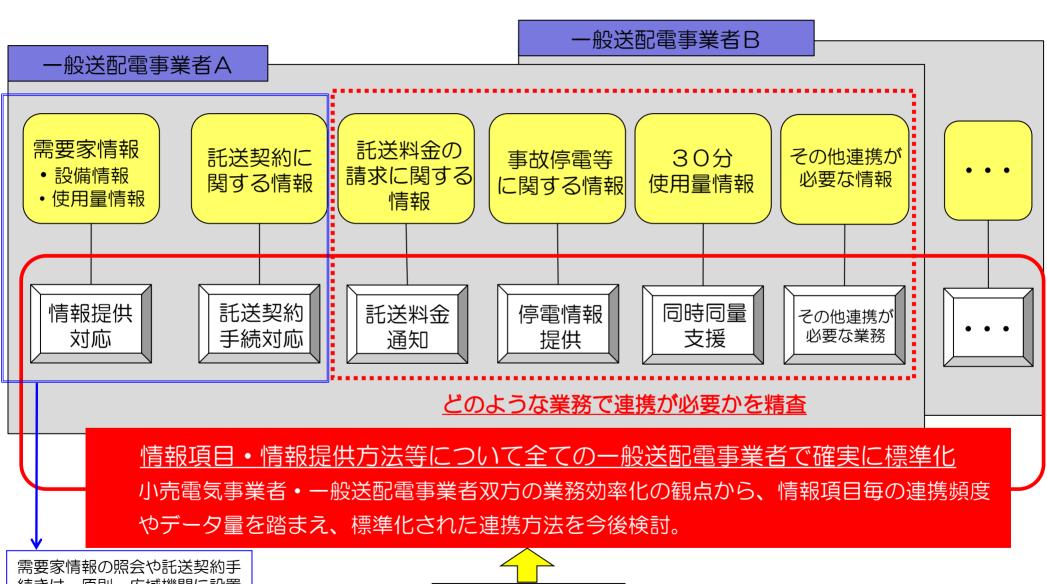
✓ 「スイッチング支援システム」は、①一般送配電事業者側のシステムと連携して需要家情報を検索する 機能である「共通情報検索機能」と、②小売電気事業者がスイッチング手続きを行う際、一元的かつシ ームレスな託送契約手続を可能とする機能である「託送異動業務機能」を備え、円滑かつ効率的なスイ ッチング手続きの実現を目指す。



- ※詳細については、利用者ニーズ等の視点を踏まえ、引き続き検討。
- ※本システムを経由して、一般送配電事業者から提供される情報の内容やフォーマット等は 全て標準化される。
- ※需要家の同意確認に時間がかかる場合を除き、本システムによる情報提供は原則として瞬時に行われる。

なお、今後、スイッチングに限らず、小売電気事業者と一般送配電事業者の間で日常的にやり取りされ る情報(スマートメーターから得られる30分使用量情報や託送料金の請求に関する情報等)について も、小売電気事業者に対する円滑な情報提供の在り方について、検討を行う。





需要家情報の照会や託送契約手続きは、原則、広域機関に設置する「スイッチング支援システム」を経由

小壳電気事業者